

介護報酬の大幅削減は介護崩壊と福祉職場の空洞化を招きます ～利用者と国民の負担なき介護報酬の増を求めます～

21世紀・老人福祉の向上をめざす施設連絡会（略称：21・老福連）

〒543-0045 大阪市天王寺区寺田町 2-5-6-902

TEL 06-6770-1600 FAX 06-6770-1611

介護報酬の大幅なマイナス改定

2月6日の社会保障審議会、介護給付費分科会において、平成27年介護報酬改定の内容が示されました。基本的な視点として、中重度の要介護者や認知症高齢者への対応の強化（+0.56%）、介護人材確保対策（+1.65%）を内包することで、2003年（2.4%）2006年（2.3%）に次ぐ2.27%という報酬減と評されますが、基本報酬は4.48%にも及ぶ許しがたい大幅なマイナス改定となっています。

マイナス改定の論拠は認められません

こうした、マイナス改定の要因にあげられているのは、介護保険事業所の収支差率と、社会福祉法人のいわゆる内部留保です。しかし、収支差率はあくまでも平均値であり、個々には、経営上極めて厳しい事業所も存在しています。また、社会福祉法人内部留保問題は、そもそも定義そのものが曖昧で数字だけが独り歩きをするという欺瞞に満ちたものです。内部留保と指摘されているものは、社会福祉法人が将来を鑑みて、設備の改修や将来の改築建替えなどに備えた必要な資金の備蓄であり、報酬を引き下げる根拠とは成りえません。それどころか、この様な大幅なマイナス改定は、事業所経営に大きな打撃を与え、地域の介護サービスの基盤を崩すことにつながりかねません。

利用者、国民には更なる負担増と利用抑制が

今回の改定によって第一号被保険者の保険料は全国平均で更に11.6%も上がって5,550円になると推測されています。また、特別養護老人ホームの多床室からの部屋代徴収や一部利用者からの2割負担導入、補足的給付の厳格化によって更なる利用者の負担増がもたらされるものとなっています。また、サービスの利用にあたっては特養の入居要件を要介護3以上にすることや、予防給付から通所、居宅介護の生活援助をはずすなどのサービス削減など様々な具体化がされています。これらは、介護保険制度の持続可能性をめざしたものであると言われますが、国民生活の持続可能性を脅かし、安心の介護保障からはますます遠ざかる姿となっており、決して許されるものではありません。

基本報酬の増により従事職員の処遇改善と社会的評価の向上を

本改定の基本的な視点には、「介護人材確保対策の推進」があげられ、処遇改善加算が引き続き位置付けられました。しかしながら、介護職員を含む職員の処遇は基本報酬をベースに具体化されるものであり、引き下げと処遇改善は両立しません。基本報酬の引き下げ

は、職員の総数を減らすことや、非正規化に拍車をかけるものとなり、結局のところ労働条件が更に悪化し、職員の確保、定着、育成に大きな支障をきたすことになりかねません。さらには、こうした労働条件の悪化は、利用者処遇の悪化につながることは疑う余地がありません。今、求められることは、介護の社会化を実現するに相応しい福祉職としての社会的評価と、それに見合う職員処遇を実現することです。

利用者と国民の負担なき介護報酬増を今すぐ

21・老福連は一貫して、「国民には僅かな負担で、安心できる介護サービスを」と、訴えてきました。これ以上の、国民負担増とサービスの削減は、国民生活の持続可能性を脅かします。また報酬の大幅減は福祉職場の空洞化を招き、崩壊の危機にさらされることは明らかです。介護保険制度にかかる公費負担割合を引き上げることによって、利用者と国民の負担なく、大幅な介護報酬の増額こそが求められます。

国民・利用者にも、福祉従事者にも

夢と希望に溢れる公的介護保障制度を実現しましょう。